京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 令和元年8月5日

京都市長 門川大作

京都市規則第 30 号

Γ

京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を次のように改正する。 別表第2中

大会用テント (小) 500 を

大会用テント(小) 5 0 0 一式につき1日 3 0 0 卓 台 球 一式につき1時間 В 2 0 0 卓球用具 球止めネッ 1個につき1日 3 0 点 1台につき1日 板 100 1組につき1日 200 Α バドミントン用 1組につき1時間 В 200 1組につき1日 1, 330 Α 支柱及びネ バレーボール用 ット 1組につき1時間 4 1 0 В 1組につき1日 1, 330 Α ス用 1組につき1時間 В 6 1 0 バスケットボー 1 対につき1日 2, 570 1台につき1時間 3 0 0 В ル 1 対につき1日 1, 330 Α フットサル用 В 1対につき1時間 200 審 判 台 200 1 台につき 1 日 得 点 板 1 0 0

に

ス	<u>۲</u>	ツ	プ	ウ	オ	ツ	チ	1個につき1日	200
放		送			設		備	一式につき 1 時間	4 1 0

改め、同表に備考として次のように加える。

- 備考 「A」とは競技会、講習会その他の催物に利用する場合を、「B」とはそれ以 外の場合をいう。
- 第2条 京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2支柱及びネットの項中「610」を「620」に改め、同表ゴールの項中「2,570」を「2,610」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項及び附則第3項の規定 この規則の公布の日
 - (2) 第1条の規定 令和元年9月1日
 - (3) 第2条及び附則第4項の規定 令和元年10月1日

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例施行規則の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第 3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は,第1 条の規定の施行前においても行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれらの料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

4 改正後の規則の規定は、第2条の規定の施行の日以後の利用に係る料金について 適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)

J